

IV 中高一貫教育校設置の枠組

1 設置形態：中等教育学校(一体型)

札幌市で設置する中高一貫教育校における設置形態は、以下の理由から中等教育学校(一体型)とします。

【設置形態選定の理由】

- ① 学習面において、中等教育学校(一体型)は、併設型と異なり、生徒全員に対して共通した教育課程で系統的、継続的に指導することが可能であり、6年間の積み上げ効果を最大限発揮できるとともに、6年間を見通した、より効果的で特色のある教育課程を柔軟に編成できます。
- ② 生活面において、中等教育学校(一体型)は、高校段階から入学する生徒がいる併設型と比較し、6年間にわたってじっくりと生徒の成長を見守り育てるという中高一貫教育の利点をすべての生徒が享受できます。
- ③ 学校運営面において、中等教育学校(一体型)は、前期課程(中学校段階)と後期課程(高校段階)が1つの学校となるため、中学校教員と高校教員が一体となって学校運営を行いやすいという特徴があります。

2 学校規模：1学年4学級(総学級数24学級)

中高一貫教育のメリットを最大限生かすためには、中学校部分と高校部分の一体的な学校運営ができ、生徒全体を把握することができる学校規模とすることが重要と考えます。

現在、札幌市における学校の適正規模については、中学校では1学年4～6学級(計12学級～18学級)^{注7}、高校では1学年4～8学級(計12学級～24学級)^{注8}としています。

また、全国で既に設置されている国公立の中等教育学校(一体型)32校においては、1学年4学級(計24学級)を超えるところはありません(資料6参照)。

これらのことから、札幌市で設置する中等教育学校(一体型)の学校規模は、1学年4学級(総学級数24学級)とします。

3 通学区域：札幌市内

通学区域については、中高一貫教育を望む市内の児童に対して公平に入学の機会を提供するため、札幌市内とします。

注7 中学校の適正規模

「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」(平成19年12月札幌市教育委員会策定)において、生徒への教育効果や部活動の運営などを考慮し、1学年4～6学級を適正規模と定めています。

注8 高校の適正規模

「公立高等学校配置の基本指針と見通し」(平成12年6月北海道教育委員会策定)において、選択幅の広い教育課程の編成をはじめ、特別活動や部活動などを効果的に展開する観点から、1学年4～8学級を適正規模と定めています。

4 開校時期：平成 27 年度

中高一貫教育校の設置に当たって、改編対象校の高校部分については、現行 1 学年 8 学級から 4 学級に学級数が減少することから、学級減の影響を緩和するため、開校時期は中学校卒業生数が大きく減少する時期が適当と考え、開校時期を平成 27 年度とし、児童・生徒、保護者への周知期間を十分に確保します。

＜参考＞札幌市内の中卒者数推移（北海道教育委員会調べ）

| 年度 | 21 年 | 22 年 | 23 年 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 | 29 年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中卒見込数 | 16,348 | 17,060 | 16,204 | 16,363 | 16,147 | 16,145 | 15,677 | 15,531 | 15,753 |
| 前年比増減 | ▲460 | +712 | ▲856 | +159 | ▲216 | ▲2 | ▲468 | ▲146 | +222 |

※ 平成 25 年度までは、北海道教育委員会により「公立高等学校配置計画^{注9}（平成 23 年度～25 年度）」が策定されており、高校の学級数の増減に関する見込みが示されています。

※ 住民基本台帳を基にした札幌市の人口統計によると、平成 30 年度以降も少子化の進行が見込まれています。

5 入学者の決定方法^{注10}

前期課程（中学校段階）の入学者の決定に当たっては、学力検査を行わず、適性検査、作文、面接、調査書、抽選など複数の方法の中から選択のうえ、適切に組み合わせて実施することとし、受験競争の低年齢化を招かないよう十分留意します。

なお、入学者の決定方法については、今後詳細に検討し、開校前年度までに公表します。

また、入試日程については、私学関係団体と話し合うなど、関係機関と調整のうえ、決定することを考えています。

6 中高一貫教育校設置に伴う移行期間

(1) 移行期間における取り扱い

中高一貫教育校の設置に伴う移行期間においては、一体的な学校運営体制を確立することや幅広い異年齢集団による学び合い等の中高一貫教育の効果を可能な限り早期に発揮すること、更には、高校入学率減少の緩和を目的に、平成 27 年度～29 年度の 3 年間については、高校段階からの入学枠を設け、中等教育学校後期課程の生徒として募集することとします。

なお、この移行期間における学級数については校舎規模を勘案し、以下の通りとします。

^{注9} 公立高校配置計画

高校進学希望者数に見合った定員の確保、教育水準の維持・向上などを図る観点から北海道教育委員会が、適正な高校配置（学級数含む）について、地域の実情等を踏まえ調整し、今後 3 年間の具体的な配置計画を毎年提示しています。

^{注10} 入学者の決定方法

学校教育法施行規則により、公立の中等教育学校及び併設型中学校の入学者決定にあたっては、学力検査を実施しないこととなっています。他都市の先進事例においては、適性検査、作文、面接、調査書などを組み合わせて入学者を決定しているところが多く、加えて抽選や実技（グループ活動を含む）を採用しているところもあります。

★ 中高一貫教育校移行期間

| | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------|----|--------|----|------|------|------|------|------|------|
| 中学校 | 1年 | 中等教育学校 | 1年 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2年 | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | 3年 | | | | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 高校 | 1年 | 4年 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | 2年 | 5年 | 8 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | 3年 | 6年 | 8 | 8 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 学校規模 | | | | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |

中等教育学校の前期課程(中学校段階)から入学した生徒
 中等教育学校開校後に後期課程(高校段階)から入学した生徒
 中等教育学校開校前に高校に入学していた生徒
 ※ 表の数字は学級数を表す(1学級あたり40人の場合)。

(2) 移行期間における後期課程(高校段階)入学生の通学区域

移行期間における後期課程(高校段階)の入学生についても、前期課程への入学と同様、通学区域は札幌市内とします。